

[事案 30-227] 契約解除取消請求

・令和2年1月17日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反には該当しないことを理由に、契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

子宮頸がんになり患したため、平成29年2月に契約したがん保険にもとづき、がん診断給付金等を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたが、給付金の支払理由が解除の原因となった事実と異なるとして、がん診断給付金および契約解除日までのがん治療給付金等が支払われた。しかし、以下等の理由により、告知義務違反には該当しないため、契約解除を取り消し、契約解除以降の治療に対する給付金を支払ってほしい。

- (1)健康診断で乳房の再検査を指示され、平成29年1月に精密検査を受けたが、その結果異常はなく、毎年の定期健診を受診するよう指示されただけである。
- (2)医師から、乳腺のう胞との診断を告げられた事実はなく、診療録にも記載がない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)医療証明書によれば、精密検査の結果は乳腺のう胞で経過観察との記載がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および告知時の状況等について把握するため、申立人(裁定手続中に当初申立人逝去につき、その承継人代表者)および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。